

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことであります。

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円）

項 目	2024年3月期	2025年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,436	55,899
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,751	25,751
うち、利益剰余金の額	30,067	30,566
うち、自己株式の額（△）	169	206
うち、社外流出予定額（△）	212	211
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	53	△112
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	53	△112
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	28	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	-	28
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,524	2,534
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,524	2,534
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	58,043	58,349
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	368	496
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	368	496
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	492	456
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	861	952
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	57,182	57,396
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	643,537	608,671
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	26,780	29,050
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	670,318	637,721
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.53%	9.00%

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

（単位：百万円）

項 目	2024年3月期	2025年3月期
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	53,082	53,474
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,753	25,753
うち、利益剰余金の額	27,710	28,139
うち、自己株式の額（△）	169	206
うち、社外流出予定額（△）	212	211
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の額	28	28
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,466	2,487
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,466	2,487
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	55,577	55,990
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	327	466
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	327	466
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	439	569
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	766	1,035
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	54,811	54,954
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	633,116	598,073
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	25,799	24,312
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	658,916	622,386
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.31%	8.82%

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
P.1に記載しております。
- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は、以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第2種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	18,781百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
単体自己資本比率	18,784百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.75%	－	－

2025年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第2種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	18,744百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
単体自己資本比率	18,747百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.75%	－	－

【第2種優先株式の概要】

償還等を可能とする特約の概要	当行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	当行は、2033年3月16日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとする。

※その他の定性的な開示事項につきましては、本編P.28～P.33をご覧ください。

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

項 目	2024年3月期			
	連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	643,537	25,741	633,116	25,324
ソブリン向け	11,208	448	11,208	448
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,485	459	11,485	459
法人等向け	350,970	14,038	354,391	14,175
中小企業等向け及び個人向け	109,045	4,361	109,030	4,361
抵当権付住宅ローン	8,530	341	8,530	341
不動産取得等事業向け	39,890	1,595	39,890	1,595
三月以上延滞等	1,009	40	769	30
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,300	132	3,300	132
出資等	20,456	818	20,489	819
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外の資産	70,648	2,825	57,029	2,281
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	21,603	864	21,603	864
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,840	193	4,933	197
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	14,987	599	14,987	599
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
オフ・バランス取引等	1,861	74	1,861	74
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便的リスク測定方式）	141	5	141	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	26,780	1,071	25,799	1,031
総所要自己資本額		26,812		26,356

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. ソブリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

●信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

項 目	2025年3月期			
	連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,364	54	1,364	54
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	8,878	355	8,878	355
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,952	598	14,952	598
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,295	171	4,295	171
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	301,867	12,074	305,685	12,227
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	47,345	1,893	47,345	1,893
うち、トラッキング向け	1,060	42	1,060	42
不動産関連連向け	118,247	4,729	118,247	4,729
うち、自己居住用不動産等向け	45,694	1,827	45,694	1,827
うち、賃貸用不動産向け	49,016	1,960	49,016	1,960
うち、事業用不動産関連向け	21,724	868	21,724	868
うち、その他不動産関連向け	1,811	72	1,811	72
うち、A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	660	16,509	660
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,650	546	13,320	532
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,324	52	1,324	52
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,290	131	3,290	131
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株 等	26,313	1,052	26,458	1,058
上 記 以 外	44,806	1,792	30,575	1,223
うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	18,342	733	18,342	733
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	219	8	250	10
うち、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー(国内基準行に限る。)	—	—	—	—
うち、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー(国内基準行に限る。)	—	—	—	—
その他外部TLAC関連調達手段のうちTier2資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー(国際統一基準行に限る。)	—	—	—	—
うち、右記以外のエクスポージャー	26,243	1,049	11,981	479
証 券 化	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,980	399	9,980	399
うち、ルック・スルー方式	9,980	399	9,980	399
未 決 済 取 引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	139	5	139	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	608,671	24,346	598,073	23,922

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

●CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額

項 目	2025年3月期			
	連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
S A - C V A	—	—	—	—
完 全 な B A - C V A	—	—	—	—
限 定 的 な B A - C V A	—	—	—	—
簡 便 法	139	5	139	5
合 計	139	5	139	5

●オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

項 目	2025年3月期	
	連 結	単 体
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	29,050	24,312
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,162	972
B I	19,367	16,209
B I C	2,324	1,945

(注) I LMIは、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額

項 目	2025年3月期	
	連 結	単 体
リスク・アセットの合計額	637,721	622,386
総 所 要 自 己 資 本 額	25,508	24,895

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	2024年3月期					2025年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注3)の期末残高
国 内 計	1,215,427	752,131	226,557	157	4,751	1,252,476	755,561	227,776	118	25,941
国 外 計	28,860	210	28,073	314	-	26,196	156	25,485	213	-
地 域 別 合 計	1,244,288	752,342	254,630	472	4,751	1,278,673	755,717	253,262	332	25,941
製 造 業	102,003	60,638	33,836	-	839	107,740	62,125	37,863	15	2,053
農 業、林 業	5,049	4,769	280	-	62	4,709	4,353	280	-	458
漁 業	7,206	6,574	631	-	3	7,872	6,970	902	-	728
鉱業、採石業、砂利採取業	594	594	-	-	-	552	552	-	-	-
建 設 業	52,724	44,512	7,665	-	676	52,096	43,234	8,002	2	893
電気・ガス・熱供給・水道業	43,766	30,617	12,978	-	54	38,284	28,447	9,575	-	-
情 報 通 信 業	15,411	9,737	4,701	-	61	14,509	9,305	4,341	-	169
運輸業、郵便業	28,169	21,807	5,738	-	9	36,520	26,495	9,210	7	429
卸売業、小売業	107,025	93,592	12,119	-	243	103,349	92,446	9,499	1	4,947
金融業、保険業	203,183	59,570	137,947	472	268	193,080	64,090	124,235	305	286
不動産業、物品賃貸業	130,579	117,371	13,179	-	987	130,170	117,636	12,411	-	1,984
各種サービス業	126,261	116,472	8,916	-	943	125,115	112,829	6,494	-	12,132
国・地方公共団体	241,422	82,579	16,635	-	-	286,251	80,473	30,445	-	-
個 人	103,385	103,385	-	-	86	106,661	106,661	-	-	1,374
そ の 他	77,504	119	-	-	516	71,759	96	-	-	482
業 種 別 合 計	1,244,288	752,342	254,630	472	4,751	1,278,673	755,717	253,262	332	25,941
1 年 以 下	313,755	146,884	21,088	-	-	340,887	144,861	12,632	19	-
1 年 超 3 年 以 下	120,330	75,912	44,290	128	-	119,705	86,153	33,520	32	-
3 年 超 5 年 以 下	141,682	85,539	56,079	62	-	167,813	92,765	74,961	86	-
5 年 超 7 年 以 下	97,640	89,963	7,593	82	-	89,841	84,529	5,214	97	-
7 年 超 10 年 以 下	120,677	116,046	4,631	-	-	127,403	112,711	14,692	-	-
10 年 超	355,061	234,057	120,946	56	-	343,207	231,929	111,239	37	-
期間の定めのないもの	95,140	3,937	-	142	-	89,814	2,766	1,002	58	-
残 存 期 間 別 合 計	1,244,288	752,342	254,630	472	-	1,278,673	755,717	253,262	332	-

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、要管理先以下の債務者に対するエクスポージャーであります。

単 体

	2024年3月期					2025年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注3)の期末残高
国 内 計	1,204,642	755,622	226,557	157	4,235	1,241,856	759,466	227,776	118	25,458
国 外 計	28,860	210	28,073	314	-	26,196	156	25,485	213	-
地 域 別 合 計	1,233,503	755,833	254,630	472	4,235	1,268,053	759,622	253,262	332	25,458
製 造 業	101,507	60,638	33,836	-	839	107,400	62,125	37,863	15	2,053
農 業、林 業	5,049	4,769	280	-	62	4,709	4,353	280	-	458
漁 業	7,206	6,574	631	-	3	7,872	6,970	902	-	728
鉱業、採石業、砂利採取業	594	594	-	-	-	552	552	-	-	-
建 設 業	52,722	44,512	7,665	-	676	52,091	43,234	8,002	2	893
電気・ガス・熱供給・水道業	43,716	30,617	12,978	-	54	38,233	28,447	9,575	-	-
情 報 通 信 業	15,408	9,737	4,701	-	61	14,506	9,305	4,341	-	169
運輸業、郵便業	28,169	21,807	5,738	-	9	36,520	26,495	9,210	7	429
卸売業、小売業	106,954	93,592	12,119	-	243	103,318	92,446	9,499	1	4,947
金融業、保険業	203,174	59,570	137,947	472	268	193,270	64,290	124,235	305	286
不動産業、物品賃貸業	134,363	120,862	13,179	-	987	134,168	121,341	12,411	-	1,984
各種サービス業	126,612	116,472	8,916	-	943	125,386	112,829	6,494	-	12,132
国・地方公共団体	241,422	82,579	16,635	-	-	286,251	80,473	30,445	-	-
個 人	103,385	103,385	-	-	86	106,661	106,661	-	-	1,374
そ の 他	63,216	119	-	-	-	57,109	96	-	-	-
業 種 別 合 計	1,233,503	755,833	254,630	472	4,235	1,268,053	759,622	253,262	332	25,458
1 年 以 下	315,016	148,145	21,088	-	-	343,021	146,995	12,632	19	-
1 年 超 3 年 以 下	120,926	76,507	44,290	128	-	120,317	86,764	33,520	32	-
3 年 超 5 年 以 下	143,316	87,174	56,079	62	-	168,973	93,924	74,961	86	-
5 年 超 7 年 以 下	97,640	89,963	7,593	82	-	89,841	84,529	5,214	97	-
7 年 超 10 年 以 下	120,677	116,046	4,631	-	-	127,403	112,711	14,692	-	-
10 年 超	355,061	234,057	120,946	56	-	343,207	231,929	111,239	37	-
期間の定めのないもの	80,865	3,937	-	142	-	75,289	2,766	1,002	58	-
残 存 期 間 別 合 計	1,233,503	755,833	254,630	472	-	1,268,053	759,622	253,262	332	-

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、要管理先以下の債務者に対するエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連 結

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,736	△212	2,524	2,524	9	2,534
個別貸倒引当金	10,634	△137	10,496	10,496	△785	9,711
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	13,371	△349	13,021	13,021	△776	12,245

単 体

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,700	△233	2,466	2,466	20	2,487
個別貸倒引当金	10,304	△164	10,140	10,140	△692	9,448
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	13,005	△397	12,607	12,607	△671	11,936

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,634	△137	10,496	10,496	△785	9,711
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,634	△137	10,496	10,496	△785	9,711
製 造 業	584	21	605	605	△76	529
農 業、林 業	53	11	64	64	26	91
漁 業	409	△3	405	405	△4	401
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	207	△15	191	191	△51	140
電気・ガス・熱供給・水道業	63	△8	54	54	△54	—
情 報 通 信 業	53	△20	32	32	△0	32
運 輸 業、郵 便 業	147	△10	136	136	△27	109
卸 売 業、小 売 業	874	△207	667	667	464	1,132
金 融 業、保 険 業	70	353	424	424	△358	65
不動産業、物品賃貸業	708	△88	620	620	△24	595
各種サービス業	7,019	△166	6,853	6,853	△562	6,291
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	112	△29	83	83	△23	60
その他（連結子会社勘定）	329	26	355	355	△93	262
業 種 別 合 計	10,634	△137	10,496	10,496	△785	9,711

(注) 1. 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

単 体

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,304	△164	10,140	10,140	△692	9,448
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,304	△164	10,140	10,140	△692	9,448
製 造 業	584	21	605	605	△76	529
農 業、林 業	53	11	64	64	26	91
漁 業	409	△3	405	405	△4	401
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	207	△15	191	191	△51	140
電気・ガス・熱供給・水道業	63	△8	54	54	△54	—
情 報 通 信 業	53	△20	32	32	△0	32
運 輸 業、郵 便 業	147	△10	136	136	△27	109
卸 売 業、小 売 業	874	△207	667	667	464	1,132
金 融 業、保 険 業	70	353	424	424	△358	65
不動産業、物品賃貸業	708	△88	620	620	△24	595
各種サービス業	7,019	△166	6,853	6,853	△562	6,291
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	112	△29	83	83	△23	60
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	10,304	△164	10,140	10,140	△692	9,448

(注) 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
製 造 業	385	3	385	3
農 業、林 業	19	—	19	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	—	0	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	38	8	38	8
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0
各 種 サ ー ビ ス 業	122	25	122	25
国・地方公共団体	—	—	—	—
個 人	—	0	—	0
そ の 他	—	—	—	—
その他（連結子会社勘定）	0	0	—	—
業 種 別 計	566	39	565	39

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

	2024年3月期			
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	連 結		単 体	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	700	296,366	700	296,364
10%	400	133,963	400	133,963
20%	81,147	8,362	81,147	8,362
35%	—	28,212	—	28,212
50%	89,247	1,113	89,247	1,113
75%	—	146,866	—	146,846
100%	29,579	388,696	29,579	378,437
150%	—	1,274	—	1,114
250%	—	11,577	—	11,614
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	201,074	1,016,434	201,074	1,006,030

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	100,097	97,142	100,097	97,142	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,512	—	4,512	—	1,364	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	84,299	2,000	84,299	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	88,988	13	88,988	1	8,878	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,750	2,037	55,750	2,037	14,952	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,172	—	17,172	—	4,295	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	402,949	19,553	394,288	8,368	301,867	74
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	16,509	—	16,509	100
株式等	26,313	—	26,313	—	26,313	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	64,061	32,352	61,308	3,789	47,345	72
うち、トランザクター向け	—	23,564	—	2,356	1,060	45
不動産関連向け	165,353	—	164,613	—	118,247	71
うち、自己居住用不動産等向け	90,921	—	90,607	—	45,694	50
うち、賃貸用不動産向け	51,022	—	50,806	—	49,016	96
うち、事業用不動産関連	20,285	—	20,180	—	21,724	107
うち、その他不動産関連	3,125	—	3,019	—	1,811	60
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,446	382	12,326	101	13,650	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,369	—	1,368	—	1,324	96
現金	17,148	—	17,148	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	66,722	—	66,722	—	3,290	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,106,521	153,481	1,094,246	111,641	553,745	45

(注) 2025年3月期より開示しております。

単 体

	2025年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	100,097	97,142	100,097	97,142	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,512	—	4,512	—	1,364	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	84,299	2,000	84,299	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	88,988	13	88,988	1	8,878	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,750	2,037	55,750	2,037	14,952	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,172	—	17,172	—	4,295	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	406,389	24,001	397,658	8,813	305,685	75
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	16,509	—	16,509	100
株式等	26,458	—	26,458	—	26,458	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	64,061	32,352	61,308	3,789	47,345	72
うち、トランザクター向け	—	23,564	—	2,356	1,060	45
不動産関連向け	165,353	—	164,613	—	118,247	71
うち、自己居住用不動産等向け	90,921	—	90,607	—	45,694	50
うち、賃貸用不動産向け	51,022	—	50,806	—	49,016	96
うち、事業用不動産関連	20,285	—	20,180	—	21,724	107
うち、その他不動産関連	3,125	—	3,019	—	1,811	60
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,226	382	12,106	101	13,320	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,369	—	1,368	—	1,324	96
現金	17,147	—	17,147	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	66,722	—	66,722	—	3,290	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,109,885	157,929	1,097,540	112,085	557,378	46

(注) 2025年3月期より開示しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
日本国政府及び日本銀行向け	197,239	－	－	－	－	－				197,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,008	－	－	－				4,512
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－				－
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計
我が国の地方公共団体向け	84,499	－	－	－	－	－	－			84,499
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－			－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－			－
我が国の政府関係機関向け	200	88,788	－	－	－	－	－			88,988
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－			－
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－			－
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,633	29,841	300	1,506	－	－	－	506		57,787
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,346	6,019	300	1,000	－	－	－	506		17,172
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－		－
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,637	80,294	13,114	－	104,984	153,511	－	－	5,115	402,657
うち、特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100%	150%	250%	400%	その他					合計
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	－	－	－	－					16,509
株式等	26,313	－	－	－	－					26,313
	45%	75%	100%	その他						合計
中小企業等向け及び個人向け	2,356	61,254	332	1,154						65,098
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他		合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	11,271	5,069	13,300	8,969	9,467	38,977	3,419	133		90,607
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－			－		－
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	2,932	1,638	2,380	1,469	983	38,291	3,111	－		50,806
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－			－		－
	70%	90%	110%	150%	その他					合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,691	649	17,010	829	－					20,180
	70%	112.5%			その他					合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－			－					－
	60%	その他								合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,019	－								3,019
	60%	その他								合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－								－
	100%	150%	その他							合計
不動産関連向け うち、ADC向け	－	－	－							－
	50%	100%	150%	その他						合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,374	5,015	4,961	76						12,427
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	1,319	－	48						1,368
	0%	10%	20%	その他						合計
現金	17,148	－	－	－						17,148
取立未済手形	－	－	－	－						－
信用保証協会等による保証付	33,814	32,908	－	－						66,722
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－						－

(注) 2025年3月期より開示しております。

単 体

	2025年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
日本国政府及び日本銀行向け	197,239	－	－	－	－	－				197,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,008	－	－	－				4,512
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－				－
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計
我が国の地方公共団体向け	84,499	－	－	－	－	－	－	－		84,499
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－		－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－		－
我が国の政府関係機関向け	200	88,788	－	－	－	－	－	－		88,988
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－		－
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－		－
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,633	29,841	300	1,506	－	－	－	506		57,787
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,346	6,019	300	1,000	－	－	－	506		17,172
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,637	80,294	13,114	－	104,964	157,346	－	－	5,115	406,472
うち、特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100%	150%	250%	400%	その他					合計
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	－	－	－	－					16,509
株式等	26,458	－	－	－	－					26,458
	45%	75%	100%	その他						合計
中小企業等向け及び個人向け	2,356	61,254	332	1,154						65,098
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他		合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	11,271	5,069	13,300	8,969	9,467	38,977	3,419	133		90,607
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－			－		－
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	2,932	1,638	2,380	1,469	983	38,291	3,111	－		50,806
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－			－		－
	70%	90%	110%	150%	その他					合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,691	649	17,010	829	－					20,180
	70%	112.5%			その他					合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－			－					－
	60%	その他								合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,019	－								3,019
	60%	その他								合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－								－
	100%	150%	その他							合計
不動産関連向け うち、ADC向け	－	－	－							－
	50%	100%	150%	その他						合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,374	5,015	4,740	76						12,207
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	1,319	－	48						1,368
	0%	10%	20%	その他						合計
現金	17,147	－	－	－						17,147
取立未済手形	－	－	－	－						－
信用保証協会等による保証付	33,814	32,908	－	－						66,722
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－						－

(注) 2025年3月期より開示しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	506,267	101,357	98	593,386
40%－70%	152,217	24,361	10	154,813
75%	77,282	8,788	16	78,770
80%	－	－	－	－
85%	103,924	3,745	28	104,984
90%－100%	175,303	10,050	20	177,337
105%－130%	55,301	－	－	55,301
150%	8,838	173	36	8,902
100% (注2)	26,313	－	－	26,313
100% (注3)	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
合 計	1,105,449	148,477	71	1,199,812

- (注) 1. 2025年3月期より開示しております。
2. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
3. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

単 体

	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	506,336	101,357	98	593,385
40%－70%	152,217	24,361	10	154,813
75%	77,282	8,788	16	78,770
80%	－	－	－	－
85%	103,904	3,745	28	104,964
90%－100%	178,693	14,498	17	181,173
105%－130%	55,301	－	－	55,301
150%	8,618	173	36	8,682
100% (注2)	26,458	－	－	26,458
100% (注3)	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
合 計	1,108,813	152,925	70	1,203,550

- (注) 1. 2025年3月期より開示しております。
2. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
3. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,058	2,661	3,058	2,661
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	936	653	936	653

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	26	19	26	19
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	472	332	472	332
派 生 商 品 取 引	472	332	472	332
外 国 為 替 関 連 取 引	445	291	445	291
金 利 関 連 取 引	27	41	27	41
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
そ の 他 取 引	—	—	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	472	332	472	332

（注） 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計額であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

2024年3月期及び2025年3月期ともに該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●出資等の貸借対照表計上額及び時価

連 結

	2024年3月期		2025年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	16,708		16,041	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	2,464		2,484	
合 計	19,173	19,173	18,526	18,526

単 体

	2024年3月期		2025年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	16,140		15,471	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	2,615		2,592	
合 計	18,756	18,756	18,064	18,064

●出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売 却 損 益 額	1,172	817	1,033	817
償 却 額	66	246	76	102

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,793	4,375	5,543	4,032
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	連 結		単 体	
	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	25,255	13,769	25,255	13,769
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式	—	—	—	—
合 計	25,255	13,769	25,255	13,769

- (注) 1. 「リック・スルー方式」とは、保有エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
2. 「マンドेट方式」とは、上記「1」の方式が適用できない場合に、ファントの運用基準（マンドेट）に基づき、保有エクスポージャーの資産構成を保守的に想定し、個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
3. 「蓋然性方式」とは、上記「1及び2」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下（又は400%以下）である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%（又は400%）のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
4. 「フォールバック方式」とは、上記「1～3」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

連結

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期
1	上方パラレルシフト	8,307	9,468	314	307
2	下方パラレルシフト	—	—	129	37
3	スティープ化	4,906	4,710		
4	フラット化	31	191		
5	短期金利上昇	2,583	3,326		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	8,307	9,468	314	307
		ホ		ヘ	
		2025年3月期		2024年3月期	
8	自己資本の額	57,396		57,182	

単体

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期
1	上方パラレルシフト	8,307	9,468	314	307
2	下方パラレルシフト	—	—	129	37
3	スティープ化	4,906	4,710		
4	フラット化	31	191		
5	短期金利上昇	2,583	3,326		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	8,307	9,468	314	307
		ホ		ヘ	
		2025年3月期		2024年3月期	
8	自己資本の額	54,954		54,811	

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等としております。

なお、当行グループは、当行及び連結子会社である株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうざん地域協働投資事業有限責任組合の4社で構成されておりますが、連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合は2%を超えておりませんので、主要な連結子法人等に該当するものではありません。また、経営上重要な影響を与える連結子法人等にも該当していません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分毎の報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

取締役の基本報酬は月額固定報酬として毎月付与することとし、その決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入及び信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行では、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選定・解職、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は2018年11月に設置し、2024年度は取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役2名で構成し、委員会（社外取締役が委員長）を7回開催して、代表取締役頭取の選任（同候補者との面談含む）、役付き取締役の選定、取締役の選任、執行役員の選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しております。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益720百万円であり、実績は790百万円でした。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：人、百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額				退職慰労金
				基本報酬	ストックオプション		基本報酬	賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
対象役員 (除く社外役員)	7	141	130	130	—	11	—	—	11	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 対象役員は、社外取締役及び社外監査役を除いております。
2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内としております。
なお、新株予約権を割り当てられた取締役は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

	行使期間
第1回新株予約権	2008年8月27日から2038年8月26日まで
第2回新株予約権	2009年8月28日から2039年8月27日まで
第3回新株予約権	2010年9月1日から2040年8月31日まで
第4回新株予約権	2011年8月26日から2041年8月25日まで
第5回新株予約権	2012年9月13日から2042年9月12日まで
第6回新株予約権	2013年12月27日から2043年12月26日まで
第7回新株予約権	2014年8月28日から2044年8月27日まで
第8回新株予約権	2015年8月27日から2045年8月26日まで
第9回新株予約権	2016年8月25日から2046年8月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。